

# 令和8年4月1日より 国土利用計画法の 届出項目が 追加されます！

～届出書の様式も変わります～

## 追加される届出項目は何ですか？



土地政策イメージキャラクター  
とちーた

国土利用計画法の事後届出について、土地に関する権利の取得者（買主等）が法人の場合に、以下の①～③の項目についても届出が必要になります。

- ①法人の代表者の国籍等
- ②同一の国籍を有する者が法人の役員の過半数を占める場合、当該国籍等
- ③同一の国籍を有する者が法人の議決権の過半数を占める場合、当該国籍等

なお、土地に関する権利の取得者（買主等）が個人の場合は、届出項目の変更はありません。

## そもそも国土利用計画法の事後届出とは何ですか？

一定の面積以上の土地（※）について、売買などの契約を締結した場合に、土地の利用目的などについて、市・区役所、町村役場に届ける制度です。

個別の届出については、土地所在地の都道府県又は政令市にお問い合わせください。

- （※）市街化区域：2,000㎡以上  
市街化区域を除く都市計画区域：5,000㎡以上  
都市計画区域以外の区域：10,000㎡以上

国土交通省のホームページにて、制度を紹介しています。

法人の届出事項の  
変更について



土地取引の事後届出  
制度について



今すぐチェック！



土地売買等届出書

殿

国土利用計画法第23条第1項の規定に基づき、土地売買等の契約を締結したことについて、下記のとおりに届け出ます。

会社法人番号記載箇所

記

届出年月日、市町村名、区分、受付日・受理番号、処理日・処理番号

1. 契約内容に関する事項

契約年月日、契約の種類、契約の相手方(譲渡人)の氏名(法人名)、譲渡人住所、業種、法人役員等の国籍等記載箇所

2. 土地に関する事項

Table with 7 columns: 所在(市町村名、字及び地番等), 地目, 契約面積, 権利の移転等の態様, 共有持分割合, 対価の額, 地代

注) 一筆の土地ごとに記載する。全ての筆を記載できない場合は、別途、上記項目について提出すること

※8 売買、売買予約、譲渡担保、交換、代物弁済等を記載
※9 共有の場合のみ、届出に係るものを記載
※10 地上権又は賃借権の場合のみ記載

3. 土地の利用目的等に関する事項

単団の区分、区域区分等、利用目的(用途、工作物の規模等)、現在の土地利用の状況

※11 市街化区域及び非線引きの都市計画区域で用途地域が指定されている場合は用途地域を記載

4. 土地に存する工作物等に関する事項

有無、種類・概要・規模・使用年数等、工作物等の解体予定、土地の権利と併せた工作物等の権利移転の有無

地方公共団体使用欄

5. その他参考となるべき事項

Blank box for other reference items